令和７年度ＰＴＡ、後援会等臨時総会（書面審議）に関する質問及び回答

（〇質問事項　・回答）

（質問事項は原則提出いただいた文面のとおりです）

〇相見積もりは取られましたでしょうか。

〇見積り額が高過ぎる。相見積りを取得したのか。

・現時点での提示金額は、工事業者から徴取した参考見積金額になります。最終的な工事金額は、今後の入札を経て決定しますので、御了承願います。なお、設計事務所が改めて積算を行い、算出した設計金額を基に、入札を執行します。

〇金額の妥当性を示す資料を開示いただけますでしょうか。

・工事費用の内訳は以下のとおりです。

機器設備費　：4,714,700 円（室外機１台、室内機５台）

空調設備工事：4,642,000 円（建具の復旧費用を含みます）

共通仮設費　：　470,000 円

現場管理費　：　628,300 円

一般管理費　：　845,000 円

法定福利費　：　700,000 円

各費用の合計額 12,000 千円に消費税 10％を加え、13,200 千円を計上しております。また、明治記念館は、市の指定文化財であることから、設備工事費が一般の工事より高額となっておりますことを、御了承願います。

〇何故、川越市又は埼玉県の予算を拠出できないのか。ＰＴＡが支出する性質の費用ではないのではないか。

・明治記念館は川越市の指定文化財であるものの、埼玉県の管理となっております。また、今回工事については、建物の維持管理に係る経費でないため、市からの補助はありません。埼玉県では、令和６年度から保護者負担を図る趣旨で、普通教室に限り、空調設置費及び維持管理費の公費負担をしています。本会からも機会を捉えて、その他特別教室に対する公費負担の拡充を要望いたしますので、引き続き、御理解、御協力をお願いいたします。

〇なぜ、今回明治記念館なのですか。体育館の空調設備の新設の方が必要性が高いように思います（授業や式典、部活などでの使用頻度が高い。また、紫苑祭での体育館発表などで多くの来場者がある。）。また、このような計画をたてる際に全ＰＴＡ全員に周知を行った方がいいのではないでしょうか。すべて決定していて総会で可決されるだけの状態で知らされても驚きしかありません。

・令和５～６年度の全体更新工事時に見送った空調設備についても、老朽化が進んでいることから、順次更新する必要があります。今回、本校同窓会から工事費の一部拠出の申し出があったことから、その他の部屋より先行して工事を計画したものです。

また、体育館への冷房設置につきましては、近隣校の入札状況によれば、工事費として約１億円が見込まれます。現在の空調設備更新積立金の残額を踏まえると、早期導入は困難であることを御了承願います。

本提案は令和７年４月に行われた第１回ＰＴＡ、後援会等理事会において提案させていただきましたが、その他の会員の皆様への周知の方法につきましては、今後、検討させていただきます。

〇明治記念館は一部生徒しか利用していないにもかかわらず、全校生徒に負担を強いるのは何故か。受益者負担の観点から再度検討されたい。

・明治記念館は、校内会議のほか、生徒面談でも使用しております。また、一部生徒が使用する場所であっても、学校の施設に変わりはなく、個々の部屋の使用実態に合わせ、その費用を負担することは、特定の保護者の方に過大な負担を強いることになります。家庭の経済状況等により、特定の教育活動への参加が妨げられることがないよう、御理解をお願いいたします。

〇翠松会、茶道部（和室利用）より活動日の多いマンドリン部の部室に空調が設置されないのはなぜですか。紫苑祭前の７、８、９月などは部室で合奏する時間が長くなります（部室の他には、生徒ホールか第１多目的室を使用しますが、専用ではないため）。

〇明治記念館には空調のない部屋（弓道部、マンドリン部）もあると聞きます。空調のない施設に空調を設置する予定はないのでしょうか。ない場合、その理由もお聞かせ願えますでしょうか。皆が涼をとれることを最優先にしていただきたいです。

〇なんでマンドリン部の活動場所と弓道部の部室の空調設備が整っていないのですか。同じ施設内なのにかわいそうです。

〇老朽化による空調更新工事は承知しましたが、マンドリン部の部室に空調設備がないという現状には疑問を感じます。

・部室への空調設備の設置につきましては、御不便をお掛けして申し訳ございません。今回の工事は、既存空調設備の更新であることを御理解願います。なお、他の部も含め、部室への設置につきましては、現在の空調設備更新積立金の残額の状況から、今後の県の公費負担の拡充も踏まえ、検討してまいります。

〇生徒の健康面を考えますと、校内各所に空調が設置されていくことはありがたいことです。一方で、本件建物が県の財産であるのか市の財産であるのか分かりませんが、ＰＴＡという任意団体が本件建物に係る修繕費用を出すことにより、所有者である県若しくは市又は管理する学校が違法であると判断されないか心配しております。問題ありませんでしょうか。

・明治記念館は埼玉県の財産ですが、現在の空調設備も県の使用許可に基づき設置しておりますので御安心ください。